

令和元年第8回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 令和元年8月26日（月）午前9時00分

2 閉 会 日 時 令和元年8月26日（月）午前9時20分

3 場 所 小国町役場 4階 委員会会議室

4 出席した委員	2番 小 嶋 剛	5番 安 部 茂
	3番 舟 山 秋 子	6番 伊 藤 実 千 昌
	4番 川 崎 吉 巳	7番 横 山 信 一

5 欠席した委員 1番 大 谷 健 人

6 出席した職員 事務局 長 井 上 伊 勢 男
事務局次長 渡 邊 久 光
農地調整係長 蛭 谷 マ キ 子
書 記 舟 山 健 太

7 付 議 案 件

議第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
(所有権移転)

そ の 他 農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は6名です。1番委員より欠席の連絡を受けております。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。ただいまから令和元年第8回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は配布のとおりでございます。会期は本日1日限りとしたいと思います
が異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。それでは
日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、4番委員、5番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、議第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見決定について」を上程します。

議第19号番号1について事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので調査委員から報告をお願いします。

2番委員 この件について案内いただきましたので、最初に譲受人の■■■さんが■■
■に務めておりますので行ったときにお話しさせていただいて、席を外すのは
難しいとのことだったので、話の内容を確認して、譲渡人であります■■■さん
の旦那さんが■■■さんでございまして、旦那さんの方に話をしたところ、8月
21日午前10時に立会いただきました。現地に赴きまして見させていただ
いたところ、場所については高橋工務店のスタンドのすぐ裏、ちょうどナウエル
の前といたしますか、その場所にありまして、地目は田ということですが、脇には
新築の住宅等々もありましたし、そこは27,28年前から田んぼの作付けはし
ていなく、現状は転作地でわらびをしているような状況でありました。■■■さ
んの話ですと、■■■さんとは親戚関係にありまして、■■■さんの若山の実家
が老朽化のために建て替えをしたいということで、その場所を譲り受けて若山
の家を解体して、新たにその場所に新築をしたいという旨でありまして、お互い
に話し合いの中で進めたということでもあります。実際にその部分については
約一反歩の面積ということですが、約半分を住宅のため申請させていただ
いたということです。その場の話でしたが、将来的に残りの部分についても畑

等々で使いたい旨の本人の希望があるということで、将来的にもしかしたらそこも総会にかかるかも知れない、という情報は得てきましたのでお知らせします。特段転用に関しての問題は無いと判断してきましたのでご報告いたします。以上です。

議 長 質問がありましたらご発言をお願いします。何かございませんか。
無いようですので質疑を終結いたします。採決いたします。議第19号番号1について申請どおり許可妥当の意見を付して県に進達することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので議第19号番号1について申請どおり許可妥当の意見を付して県に進達することにいたします。
次に議第19号番号2について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので調査委員から報告をお願いします。

5番委員 私から報告させていただきます。8月22日に■■■■さんと■■■■さん、■■■■さんが■■■■に勤めていますけども、その勤務が終わった5時半頃から約1時間現地の方で調査いたしました。■■■■さんの方には電話で確認させていただきました。■■■■さんは、■■■■さんのお祖父さんの兄弟にあたる人で、親戚関係なので、この土地の譲り渡すのに何も問題ありません、という話でした。この土地の場所ですけども、旧北部小中学校に入る前に、長沢と驚の間の大きな橋を過ぎてから、太鼓沢橋という小さな橋がありますけども、その橋のすぐ近くで県道とその橋から山の方に入る道がありますけども、県道、山に入る道、太鼓沢川という小さな川の3角形に囲まれたような場所です。地目は畑ですけども、約30年以上耕作されていませんでした。私も通る際によく見ていますけども、以前10年位前まではいろいろなものおかれたりしていましたけども、現在それらはきれいに撤去されて、畑というよりは草地になっている状態です。今回■■■■さんが譲り受ける土地は、その道路を挟んだ向かい側が実家であります。実家の近くの土地を譲り受けて家を建てたいという話でした。分筆している最中ですけども、そちらも含めて一括譲渡となっています。■■■■さんの方はそれらで問題無いということでした。ただ、■■■■さんは分筆されたところの残りの利用方法ははまだ考えてはいないようでした。30年以上も耕作はしていないし、三

方を道路と川に囲まれた土地で、当該地の3角形の残り部分も、原野まではいかないですが、草地になっていまして、住宅にすることに問題無いのかなということで、■■■さんと調査してきましたのでご報告いたします。以上です。

議 長 質問がありましたら発言をお願いします。

無いようでございますので質疑を終結いたします。採決いたします。議第19号番号2について申請どおり許可妥当の意見を付して県に進達することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので議第19号番号2について申請どおり許可妥当の意見を付して県に進達することにいたします。

次に、その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして第8回小国町農業委員会総会の日程を終了いたします。大変ご苦勞様でした。

(午前9時20分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和元年8月26日

議 長

署名委員

署名委員